

イ 各学校が具体的なガス等の安全確認の方法を計画に定めるよう指導すべきもの  
 学校危機管理マニュアルでは、一般的なガス・電気・上水道の安全確認の方法を記載している。その内容を踏まえ、各学校が自校の施設に合わせて、どこで何を確認するか具体的な安全確認の方法を定めることとしている。

しかしながら、各学校では安全確認について各学校の危機管理計画にマニュアルの内容を引き写している事例や記載がない場合が見受けられ、具体的な安全確認の方法を定めていない。部は、各学校が具体的なガス等の安全確認の方法を計画に定めるよう指導されたい。

(総務部)

ウ 東日本大震災の教訓を生かした学校危機管理計画を作成すべきもの  
 目黒高等学校では、監査日(平成29年5月16日)現在、平成25年3月改訂の学校危機管理マニュアルに基づいた学校危機管理計画を作成しておらず、最新の学校危機管理計画は平成21年に作成したものととなっている。

平成25年3月の学校危機管理マニュアルの改訂は、帰宅困難者対策条例の制定を踏まえ、①一斉帰宅抑制により保護者が企業等にとどまる場合は、その間児童・生徒を校内に保護すること②東日本大震災の教訓による指示系統の見直し、登下校途中に発生した場合の対応等を中心とした見直しが行われていることから、学校において、これらに対応した学校危機管理計画を作成していないことは適切でない。

(目黒高等学校)

エ 多様な想定での避難訓練を行うべきもの  
 指導部は、都立学校防災教育推進事業ガイドラインを作成し、各学校が体験的・実践的な防災教育の推進を図る一環として、高等学校については、年4回、場面・時間帯等多様な想定場面を設定した避難訓練を実施することとしている。

避難訓練は、教員の誘導訓練としての側面を持つことから、①災害発生時間を、教科の担当が誘導を行う各教科の授業時間中や、授業時間以外に設定するなど、多様な想定条件のもとで、避難・誘導の訓練を行うことが重要である。

しかしながら、目黒高等学校が平成28年度に実施した避難訓練について見たところ、発生場所は異なるものの、4回ともホームルームの時間帯で各学級の担任教員が教室にいる状態で火災を想定した訓練を行っており、適切でない。

(目黒高等学校)

警 視 庁

1 意見・要望事項

(1) 高齢者講習等の予約状況の情報提供方法について  
 交通部では、都内47教習所と協定を締結し、その施設・車両を使用して高齢者講習等を実施させており、70歳以上の免許更新予定者に対し、はかまでお知らせすることと併せて、高齢者講習会場等の場所や定休日、直近の予約可能日等について、警視庁ホームページにより情報提供を行っている。

また、受講機会拡大のために、Aと高齢者講習等業務委託契約(注)を締結し、新たに(表1)のとおり、府中運転免許試験場と鮎洲運転免許試験場を会場として、それぞれ平成29年4月1日及び同年6月1日から実施している。

しかしながら、監査日(平成29年6月14日)現在、府中・鮎洲の両運転免許試験場の予約状況をホームページに掲載していない状況が認められた。

部は、受講者の更なる利便性の向上に資するため、新規に開始した高齢者講習等の予約状況の情報提供方法について検討することが望まれる。

(交通部)

(表1) 講習の開始日、受講受付開始日等

講習会場	講習開始日	電話受付開始日	受付業務実施者	備考
府中運転免許試験場	平成29.4.1	平成29.3.1	警視庁 運転免許本部	平成29.4.1から受託者受付
鮎洲運転免許試験場	平成29.6.1	平成29.4.1	受託者	—

(注) 高齢者講習等業務委託(契約日：平成29年3月1日、講習業務実施期間：平成29年4月1日から平成32年3月31日まで、契約金額：3億1,232万6,118円)

(2) シルバードライバース安全教室の効果的な広報について

交通部は、65歳以上の高齢者に対して、自分の運転における状況判断能力を確認できる機会を提供するために、シルバードライバース安全教室(注)(以下「安全教室」という。)を、8月を除く毎月第一金曜日の午後に、警視庁交通安全教育センターにおいて実施している。しかしながら、この安全教室の受講実績を見たところ、表2のとおり、低調なものとなっている。

部は、安全教室の効果的な広報のあり方及び受講者数の増加に向けた取組を検討することが望まれる。

(交通部)

(注) シルバードライバース安全教室の概要

- ・受講者本人の自動車を持ち込み、受講料は無料、一回当たり20名まで
- ・指導員が同乗して運転技能をチェック。安全運転についての助言・指導
- ・CRTを使用した運転適性検査等

(表2) シルバードライバース安全教室の受講者数の推移 (単位:回、人、%)

年	実施回数	※ 受講可能者数	受講実績	
			受講者数 一回当たり り平均	受講率
平成25年	11	220	43	3.9
平成26年	11	220	68	6.2
平成27年	11	220	24	2.2
平成28年	11	220	27	2.5
平成29年(4月まで)	4	80	19	4.8
				23.8

※ 受講可能者数は、実施回数に一回当たりの受講可能定員20名を乗じたものである。

(参考) 交通安全教育センター実地指導業務等委託年間契約(契約期間:平成28年4月1日から平成29年3月31日まで、契約金額:2,159万1,360円、受託者:B)

議 会 局

1 指商事項

(1) 議員健康診断を競争契約などにより適切に行うべきもの

管理部は、都議会議員の健康維持と増進を図るため、議員健康診断業務を委託により実施している。受診先の医療機関については、受診者の利便性や地域性などを考慮し、会派間の協議を経てこれまで段階的に増やしてきており、監査日(平成29年2月27日)現在、要綱(注1)において6者を定めている。部は、これに基づき、表1のとおり、予定数量を除いて内容が同一である6件の健康診断業務委託契約を、特命随意契約により締結している。これらについて見たところ、以下のとおり問題点が認められた。

ア 特命随意契約は、他に受託可能者がいないなど、法令の規定(注2)に該当する場合にのみ認められるものである。健康診断業務は受託者が限定されるのではないことから、特命随意契約とすることは適切でない。

イ 予定数量の合計79回に対して6者と契約していることで、スケジュールリットが働いていない。

ウ 項番1の契約のうち、2つの検査項目の予定単価が他の5契約より高額になっており、表2のとおり、2万4,310円が過大積算となっている。これは、部が、当該医療機関と契約するに当たって、積算によらず前年度実績を予定単価としたことによるものである。部は、議員健康診断を競争契約などにより適切に行われたい。

(管理部)

(注1) 東京都議会議員健康診断実施要綱(平成26年3月31日議総第1204号最終改正)

(注2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項各号

(表1) 健康診断に係る委託契約の状況

(単位:回、円)

項番	契約件名	予定数量	推定総金額	契約期間
1	平成28年度議員健康診断業務委託(複数単価契約)(医療法人社団A)	19	967,269	
2	平成28年度議員健康診断業務委託(複数単価契約)(医療法人社団B)	39	1,819,162	
3	平成28年度議員健康診断業務委託(複数単価契約)(公益財団法人C)	2	64,994	平成28.4.1~
4	平成28年度議員健康診断業務委託(複数単価契約)(医療法人財団D)	4	212,500	平成29.3.24
5	平成28年度議員健康診断業務委託(複数単価契約)(医療法人社団E)	12	446,504	
6	平成28年度議員健康診断業務委託(複数単価契約)(F病院)	3	134,427	
	合 計	79	3,644,856	

(表2) 過大積算の内訳

(単位：回、円)

単価が高い検査項目	予定単価	他の契約における予定単価	差額	予定数量	金額	消費税	合計	
便潜血反応検査	1,330	840	490	19	9,310	744	10,054	
女性科系健康診断	18,300	16,650	1,650	8	13,200	1,056	14,256	
合計(過大積算額)								24,310

(参考)

(2) 都議会PRコーナー展示パネルの保守点検回数を見直すべきもの

管理部では、都議会PRコーナーにて、PR用展示パネルを設置している。

この展示パネルについて、部は、パネルの本体及び電気設備等が安全かつ正常な状態を保ち、見学者に供せるよう、設置当初の平成3年度から、外観及び基本構造チェックを年4回、電気系統チェックを年2回、平成22年度からはそれぞれ年3回、年2回の保守点検を、表3のとおり、委託契約により行っている。

ところで、保守点検の回数について見たところ、

ア 展示パネルは、強固なボルトで床面に固定されており、安全な状態が一定程度確保されている

イ パネルを真側から照らし出す蛍光灯の電気系統は、漏電遮断器によって一定程度安全な状態が確保されている

ことから、現在の保守点検回数は減らすことが可能であると認められた。

(管理部)

(表3) 契約状況

(単位：円)

契約件名	契約期間	契約金額	契約内容及び保守点検回数
平成28年度都議会PRコーナー展示パネルの保守委託	平成28.4.1～平成29.3.31	189,000	年3回(5月、11月、2月)の定期点検 外観チェック(表面傷の修理等)3回 基本構造チェック(斜度計測等)3回 電気系統チェック(接触不良の点検等)2回

重点監査事項 I (行政課題) 報告書 (各局別)

青少年・治安対策本部

総 務 局

<テーマ> 自転車安全対策に係る普及啓発

<総括>

青少年・治安対策本部は、平成25年7月から施行した「自転車安全利用条例」を踏まえ、自転車の安全利用の促進のため、各種の普及啓発を行っている。

対象事業について監査をした結果、監査を実施した限りにおいて、別項指摘事項を除き、本部は、予算の範囲内で、適時に適切な普及啓発を行っていると認められる。また、都内の自転車事故件数は平成25年に14,584件だったが、平成28年には10,417件と28.6%減少していることから、普及啓発について、一定の効果が認められる。

<監査対象事業の概要>

(単位：千円)

項目	主な事業実績	契約額
自転車安全利用TOKYOキャンペーン	・キックオフイベント：1回(1,250人参加) ・ステアード・ストリート交通安全教室(注)：3回 ・普及啓発用リーフレットの配布：300万部	15,176
自転車シミュレータ安全教室	・196回開催、受講者15,113人	16,653
自転車安全利用宣言証の交付	・交付数：18,228枚 (自転車シミュレータ安全教室の受講者等に交付)	959
自転車用ヘルメット普及促進事業	・高校生及び高齢者をターゲットに実施 広報動画(視聴回数：YouTubeで50,000回以上) 特設ホームページ(アクセス数：52,280件) 高齢者向けリーフレットの配布：13,000部	9,340
自転車安全利用TOKYOセミナー	・事業者向けセミナー(リーダークラス)の開催 7回、受講者175人	83

<着眼点ごとの監査結果>

経済的・効率的・効果的な方法で普及啓発を行っているかについて、次のとおり着眼点を設定し、実地監査を行った。

着眼点	監査結果
<ul style="list-style-type: none"> <li>普及啓発活動は計画的に行われているか</li> <li>内容、種類等は適切であるか</li> <li>効果測定等を実施し、検証結果に基づいて見直しを行っているか</li> </ul>	事業執行計画の中で、自転車安全対策に係る普及啓発計画を作成している。 事故率、死亡件数などを考慮して、普及啓発対象を設定している。 広報動画の視聴回数、イベント来場者数、受講者数、アンケート、メディアへの掲載状況などで効果を検証しており、これらの結果を次の普及啓発に生かしている。
<ul style="list-style-type: none"> <li>仕様書どおりの内容が履行されているか</li> <li>契約手続は、契約関係規則等に沿って適正に行われているか</li> </ul>	仕様書に詳細な定めがないものが認められた。 <b>【指摘事項(1)】</b> 契約手続は、適正に行われている。

<テーマ> 帰宅困難者対策

<総括>

東日本大震災の際、首都圏において515万人余りの帰宅困難者が発生したことを受け、総務局は、東京都帰宅困難者対策実施計画に基づいて、帰宅困難者対策を進めているが、その後も、熊本を始め全国各地で災害が発生していることから、計画が着実に進んでいるか検証を行った。

その結果、監査を実施した限りにおいて、別項指摘事項を除き、計画は適切に進められていると認められる。

<監査対象事業の概要>

(事業費) 19億1,081万円(平成28年度予算額)

項目	主な事業実績
一斉帰宅の抑制及び企業等での食糧等の備蓄に係る普及啓発	<都民向け> ・イベントや訓練 ・電車内における中吊り広告 ・広報紙(「東京防災」)、「サイドブック」、リーフレット) ・東京都防災ホームページ、SNS <民間事業者向け> 局主催イベント及び駅前滞留者対策協議会等(注1)での説明会(平成28年度 18回)
一時滞在施設(注2)の確保	2020年度までに帰宅困難者(92万人)の安全確保(平成29年1月時点 30.2万人分の確保)
安否確認と情報提供	・ポータルサイト、SNSを活用した情報発信 ・都立一時滞在施設に特設公共電話やWi-Fiアクセスポイントを整備
帰宅支援	災害時帰宅支援ステーション(注3)の確保(平成28年11月時点 1万747か所)

(注1) 区市町村を中心に、鉄道事業者、大規模集客施設(百貨店、ホテル等)等で構成する協議会であり、災害時に、駅周辺の滞留者による混乱を防止するための対策の検討や訓練を行う。

(都内41か所)

(注2) 集会場、庁舎やオアシスエールのエントランスホール、ホテルの宴会場、学校等、帰宅が可能になるまで待機する場所がない帰宅困難者を一時的に受け入れる施設

(注3) コンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド等、災害時、救急・救助活動が落ち着いた後に、水道水、トイレ、道路情報の提供等、帰宅困難者の徒歩帰宅を支援するための施設

財 務 局

＜テーマ＞ 都立施設のユニバーサルデザイン整備状況

＜総括＞

都立施設の整備において、全ての人（障害者、高齢者、子供、妊婦、子供連れの人、外国人等）が安全で快適に利用できるよう配慮するユニバーサルデザインの考え方が設計等などの程度反映されているかを検証するため、東京都福祉のまちづくり条例（平成7年東京都条例第33号。以下「条例」という。）の基準及び「都立建築物のユニバーサルデザイン導入ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）の検討項目（努力目標）が満たされているかを主眼として監査を実施した。

なお、利用者数の多さと利用者層の幅の広さという観点から、都議会議事堂と武蔵野の森総合スポーツプラザを対象として選択した。

監査の結果、監査を実施した限りに関しては適切に行われていると認められる。

＜監査対象事業の概要＞

（事業名） 都議会議事堂及び武蔵野の森総合スポーツプラザにおけるユニバーサルデザインの整備状況

（内容）

○ユニバーサルデザイン整備状況

条例が求める整備内容について両施設ともに全ての基準を満たしている。その上で、ガイドラインの検討項目（努力目標）の整備を進めている。なお、種々の制約によりガイドラインの検討項目を採用できない場合を除き、概ねガイドラインの検討項目を満たしている。

区分	都議会議事堂 （契約金額：62億7,998万7,300円）	武蔵野の森総合スポーツプラザ （契約金額：3,45億7,602万720円）
敷地出入口から建物入口	廊下 サイン、外国語併記	階段 サイン、外国語併記
駐車場・車路	サイン、外国語併記	サイン、外国語併記
階段・スロープ	階段 段差解消、幅員、滑りにくい床材、仕上げ、明度差による誘導、サイン、外国語併記	階段 段差解消、幅員、滑りにくい床材、手すり、サイン、外国語併記、扉の開放防止
廊下	段差解消、幅員、滑りにくい床材、仕上げ、明度差による誘導、サイン、外国語併記	段差解消、幅員、滑りにくい床材、手すり、サイン、外国語併記、扉の開放防止
エレベーター	サイン、わかりやすい表示、電光表示	サイン、わかりやすい表示、電光表示
建物入口から受付	サイン、外国語併記	サイン、外国語併記
各出入口	サイン、外国語併記	サイン、外国語併記
一般トイレ	サイン、外国語併記、手すり	サイン、外国語併記、手すり
だれでもトイレ	サイン、外国語併記	サイン、外国語併記
サイン	サイン、外国語併記	サイン、外国語併記
避難	サイン、外国語併記	サイン、外国語併記
給湯室	サイン、外国語併記	サイン、外国語併記

（注） 各別表の基準、共通表の基準とガイドラインの検討項目、明確表、ガイドラインの検討項目

＜着眼点ごとの監査結果＞

着眼点	監査結果
・一斉帰宅の抑制等について周知の方法が適切か	指商事項を除いては、適切に実施されている。 【指商事項 (3)】
・一時滞在施設及び災害時帰宅支援センターの確保に向けた効果的な協力を、民間事業者に働きかけているか	駅前滞留者対策協議会等での説明会のほか、東京商工会議所との協定（注4）により、会員企業への協力呼びかけ等を進めている。 また、一時滞在施設については、補助事業（注5）を通じた支援を行っている。 東京商工会議所が年1回行う調査結果（対策に関する認知度や一時滞在施設としての協力体制等）を踏まえ、新たな取組を行っている。 ＜課題解消に向けた取組（平成29年度）＞ ・検討会の立上げ（帰宅困難者への受入先確保に向けた新たな方策について） ・新規補助事業の創設 ・一時滞在施設確保推進員（非常勤職員）3名設置
・効果検証が行われ、PDC Aサイクルは適切に機能しているか	契約事務に関する指商事項を除いては、適切に実施されている。 【指商事項 (1) (2)】
・補助事業が、要綱に基づき適切に実施されているか ・履行確認が、適切に実施されているか	
（注4） 東京の防災力の向上のための連携協力に関する協定（平成26年5月29日締結） （注5） 一時滞在施設の備蓄品の購入に係る補助 （東京都民間一時滞在施設備蓄品購入費用補助金交付要綱） 平成28年度交付額 7,260万円 ・受入れスペースや備蓄倉庫、非常用発電設備等の施設整備に係る補助 （東京都一時滞在施設災害時拠点強靱化緊急促進事業に関する補助金交付要綱） 平成28年度交付額 1億1,303万円	

〇ユニバーサルデザイン整備の制約

項目	都議会事室	武蔵野の森総合スポーツプラザ
工事の種類	改修	新築
制約	本改修工事では建物内部の間取り及び壁の材料などは変更対象外であり、スベース及び壁の材質などによる制約が存在した。 建物外部、階段・スロープ、エレベーター、各室出入口及び避難	興業イベントも開催される会場であることから興業場法上必要なトイレの数を確保するため、トイレ一つ当たりのスペースの制約などが存在した。
工事対象外	※ 前ページのユニバーサルデザイン整備状況の表には本改修工事による既存復旧及び他の工事を含まれている。	—

(期待される効果)  
全ての人が、安全かつ快適に利用できることによって、平等に社会参加ができる都立施設となる。

<着眼点ごとの監査結果>

着眼点	監査結果
・ユニバーサルデザイン導入の必要性・課題等について、検討が適切に行われているか	都議会事室及び武蔵野の森総合スポーツプラザともに、条例の基準を満たしている。基本設計、実施設計、工事の各段階でガイドラインに基づく検討が行われ、概ねガイドラインの検討項目を満たしている。
・工事変更する際等、ユニバーサルデザインの方考え方が損なわれていないか	都議会事室については、改修前の既存のサインでなくなくなっているものがあつたが、いずれも一部の公衆電話機の廃止など合理的な理由があり、ユニバーサルデザインの方考え方は損なわれていない。また、武蔵野の森総合スポーツプラザについては、ユニバーサルデザインの方考え方を損なう工事変更等はなかつた。
・工事完了後に事後評価を行っているか	都議会事室については、事後評価を適切に行っている。また、武蔵野の森総合スポーツプラザについては、平成29年秋季に施設の使用開始予定であるため、事後評価は利用者の意見を調査の上、施設の使用開始後に行う。
・ユニバーサルデザインに対する知識の向上や次の事業に反映させる取組を行っているか	局及び施設管理者は、事後評価のプロセスを中心として得られた知見を当該施設の次期改修時の課題として引き継ぐ。また、局は技術研修などにより、別の都立施設の設計に反映させる取組を行っている。

<テナー> 納税に係る普及啓発

<総括> 主税局は、地方税法等に基づき、課税及び徴収を主な事務として行っており、局は、納税に係る普及啓発のために、納期の周知、都税に係る理解の促進のために広報を行っている。監査の結果、監査を実施した限りに於いて、局は広報目的に沿って、予算の範囲内で、適時に適切な広報を行っており、経済的、効率的な観点から改善を求めるべき事項はなかつた。

<監査対象事業の概要>

(単位：千円)

区分	概要	広報内容	回数	事業費
中吊り広告	JR、私鉄、都営地下鉄等	納期周知	年 9回	22,815
	ボスター	申告等の案内	年 9回	5,426
ステーションビジョン	東京メトロ丸の内線6駅のデジタルサイン	納期周知	年 7回	3,066
	新聞広告	クレンジット、コンビニ収納等納付方法の案内等	年 1回	5,134
印刷物	ガイドブック都税(87,300部)	都税の解説	年 1回	3,356
	不動産と税金(100,000部)	不動産に係る税の解説	年 1回	1,814
	あなただと都税(36,900部)	税の使い道等の解説	年 1,2回	2,675
	ホームページ	都税ガイド	常時	2,546
WEB	SNS	都税一般、イベントなどのお知らせ	常時	—
	各事務所	各事務所にて納税キャンペーンを実施。職員と納税協力団体が印刷物や広報グッズを街頭や住宅展示場で配布。	都税一般、イベントなどのお知らせ	随時
計				48,569

<着眼点ごとの監査結果>

広報の対象となる都民に対し、経済的・効率的な方法で、広報の目的である納税に係る情報の提供や普及啓発を行っているかについて、次のとおり着眼点を設定し、実施監査を行った。

着眼点	監査結果
・契約手続は契約関係規則に沿って適正に行われているか	ボスター・印刷物のデザイン・レイアウト委託と印刷契約を分割し、キャラクターのイラスト等特命を要するもの以外については入札等を行うなどして、契約手続の公平性・透明性を確保している。
・広報内容が適切であるか	納期周知については、納期や申告期限ごとにボスターの掲示や、電車中吊り広告を行っている。普及啓発については、さまざまな切り口から都税を解説するガイドブックを作成し、各事務所が行う納税キャンペーン等において配布している。
・広報は適時に行われているか	交通機関では、広報内容ごとに中吊りを掲示する路線を変更している。新聞広告は、予算上の制約から年1回の広告であり、クレンジットや電子申告等広く周知する事項を掲載している。その他、住宅展示場で不動産に係るキャンペーンを実施している。
・広報の対象となる各税目の納税義務者等に届いた広報媒体を利用しているか	平成28年度に、都政モニターにより、どのようなメディアが効果的であるか等都税の普及啓発に係る調査をしており、その結果を平成29年度以降活用していくとしている。
・広報の効果を把握しているか	

生活文化局

＜ターマ＞ ボランティアの育成支援等

＜総括＞ 生活文化局は、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に、外国人が安心して滞在できる環境を整備するとともに、災害時における被災外国人への支援を行うなど、共助社会・多文化共生社会の実現を推進していることから、その中の事業の一つである上記ターマを選定し、その進捗状況、効果等を検証することにした。

＜監査対象事業の概要＞

Table with 2 columns: 項目 (Item), 内容 (Content). Rows include '目的' (Purpose) and '内容' (Content) for the '外国人おもてなし語学ボランティアの育成支援' project.

(登録者数の進捗状況)

Table showing the progress of registered volunteer numbers from fiscal year 2016 to 2019. Columns include '区分' (Division), '平成27年度' (FY2016), '平成28年度' (FY2017), '平成29年度' (FY2018), '平成30年度' (FY2019), and '平成31年度' (FY2020).

2 防災語学ボランティアの育成支援

Table with 2 columns: 項目 (Item), 内容 (Content). Rows include '目的' (Purpose) and '内容' (Content) for the 'Disaster Language Volunteer Training' project.

(事業費)

Table showing the budget for the disaster language volunteer training project from fiscal year 2016 to 2019.

3 東京ボランティア・市民活動センターへの補助

Table with 2 columns: 項目 (Item), 内容 (Content). Rows include '目的' (Purpose) and '内容' (Content) for the 'Subsidy to Tokyo Volunteer and Civic Activity Center'.

＜着眼点ごとの監査結果＞

Table with 2 columns: 着眼点 (Focus Point), 監査結果 (Audit Results). Rows include '外国人おもてなし語学ボランティアの育成支援' and '防災語学ボランティアの育成支援'.

2 防災語学ボランティアの育成支援

Table with 2 columns: 着眼点 (Focus Point), 監査結果 (Audit Results). Rows include '平常時も通訳等のボランティアとして活用しているか' and '登録者向けの発行する「ボランティアニュース」の発行回数及び内容は適切か'.

3 東京ボランティア・市民活動センターへの補助

Table with 2 columns: 着眼点 (Focus Point), 監査結果 (Audit Results). Rows include '補助事業に係る履行確認は適切に行われているか' and '補助事業の効果検証は適切に行われているか'.

オリンピック・パラリンピック準備局

＜テマ＞> パラリンピック競技を中心とした障害者スポーツの推進に係る普及啓発

＜総括＞  
オリンピック・パラリンピック競技準備局は、パラリンピック競技大会の開催を絶好の機会と捉えて、パラリンピックの持つ魅力を最大限発信し、パラリンピック競技を中心として、障害者スポーツの普及啓発を推進している。  
対象事業について、監査を実施した結果、監査を実施した限りにおいて、局は予算の範囲内で、適時に適切な普及啓発を行っていると思われる。

＜監査対象事業の概要＞ 平成28年度実績

(単位：千円)

項目	主な事業実績	契約額等
パラリンピック競技体験プログラム (NO LIMITS CHALLENGE)	都民等にパラリンピック競技の魅力を提供 ・区市町村等のイベントで実施 37回	97,200
フレッツアワー(注1)	都内46区市町村及び東北被災3県で実施	194,806
チャレンジャーズ TOKYO (注2)	・東京国際フオーラムで開催 来場者17,700人 ・専門ポータルサイトのアクセス数 54,797件	53,229
TOKYO障害者・ナビ	・テレビ放映(民放3社)、雑誌掲載(2誌)、フレッツアワー(TEAM BEYOND)開設など フレッツアワー登録数 528,833名(団体登録を含む。) ・銀座でイベントを開催 来場者22,000人	4,949 764,350

(注1) オリンピックフレッツアワーと同時に展開  
(注2) 障害者スポーツの普及イベント、障害者にスポーツを始めのきっかけの提供ほか

＜着眼点ごとの監査結果＞

経済的・効率的・効果的な方法で普及啓発を行っているかについて、次のとおり着眼点を設定し、実地監査を行った。

着眼点	監査結果
普及啓発活動は計画的に行われているか	東京都障害者スポーツ振興計画で定めた年次計画を基に、パラリンピック大会開催を見据えた内容を追加して普及啓発を実施している。
内容、種類等は適切であるか	普及啓発対象(主に障害者に向けたもの、広く全体に向けたもの)に沿ったイベント等が実施されている。 フレッツアワーの登録者数、広報動画の視聴回数、サイトへのアクセス数、イベント来場者数、アンケート、メディアへの掲載状況(金額換算あり)などで効果を検証しており、これらの結果を次の普及啓発に生かしている。
効果測定等を実施し、検証結果に基づいて見直しを行っているか	世論調査(注3)の結果では、障害者スポーツの認知度等が向上しており、普及啓発は一定の効果があったと考えられる。
仕様書とおりの内容が履行されているか、契約手続は適正に行われているか	契約手続及び履行確認は適正に行われている。

(注3) 「都民のスポーツ活動・パラリンピックに関する世論調査(平成29年1月 生活文化局)」によると、障害者スポーツに関心がある人が58%となり、前年に比べて1.3ポイント増加

都 市 整 備 局

＜テマ＞> 鉄道駅総合バリアフリー推進事業

＜総括＞  
都市整備局は、鉄道駅総合バリアフリー推進事業を実施し、鉄道駅のホームドアやエレベーター等の整備に対し、区市町村や鉄道事業者に補助を行っている。  
鉄道駅のバリアフリー化は、鉄道事業者が行うことが基本であるが、鉄道利用者の安全や円滑な移動を確保するため、都としても整備の推進を図っていく必要があることから、その進捗状況、実施効果等を検証した。  
対象事業について監査した結果、監査を実施した限りにおいて、適切に運営されていると認められる。

＜監査対象事業の概要＞

- (事業名)  
鉄道駅総合バリアフリー推進事業
- ①ホームドア整備促進事業  
のうち、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会会場周辺駅については平成27年度新規事業)
- ②鉄道駅エレベーター等整備事業  
(うち、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会会場周辺駅については平成27年度新規事業)

(内容)  
「東京都鉄道駅総合バリアフリー推進事業費補助金交付要綱」に基づき、表1のとおり補助を行っている。また、過去3か年の補助実績は表2のとおりである。

(表1) 補助の概要(平成28年度)

区分(注1)	補助対象	補助対象駅(注2)	補助率(注3)
ホームドア整備促進事業	区市町村	JR・私鉄	国1/3、都1/6、区市町村1/6
鉄道駅エレベーター等整備事業	ホームドア整備促進事業	鉄道事業者	鉄道事業者1/3
鉄道駅エレベーター等整備事業	鉄道事業者	JR・私鉄	国1/3、都1/3、鉄道事業者1/3

(注1) このほか、区市町村に対し、バリアフリー基本構想作成事業に係る補助金を交付している。  
(注2) 地下鉄(都営地下鉄・東京メトロ)のホームドア及びエレベーター整備に対しては、「東京都地下高速鉄道整備事業費補助金交付要綱」に基づき、別途補助を行っている。  
(注3) 補助限度額あり

(表2) 補助実績(平成26年度～平成28年度)

(単位：千円)

区 分	平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	規模(駅)	補助金額	規模(駅)	補助金額	規模(駅)	補助金額
ホームドア	3	2,502	6	80,865	6	171,325
エレベーター	5	92,744	2	64,000	3	32,403
ホームドア(オリパラ周辺駅)	—	—	1	832	1	1,157
エレベーター(オリパラ周辺駅)	—	—	—	—	2	15,292